HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	社会的排除と法システム（５・完）：システム作動要因としての属人性
Author(s)	橋場, 典子
Citation	北大法学論集, 70(3), 177-208
Issue Date	2019-09-30
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/75590
Type	departmental bulletin paper
File Information	lawreview_70_3_05_Hashiba.pdf,



Hokkaido University Collection of Scholarly and Academic Papers : HUSCAP

論　　説

社会的排除と法システム（５・完）

―― システム作動要因としての属人性 ――

橋　場　典　子

目　　次

序章　問題設定と本稿の意義
　第一節　問題の所在
　第二節　本稿の目的・構成

第Ⅰ部　　現代社会における排除
第一章　現代日本社会のリアリティ
　第一節　社会的排除状態
　第二節　日本社会の構造転換

第二章　社会的排除と社会的包摂
　第一節　社会的排除概念の発生と背景
　第二節　「貧困」概念と「社会的排除」概念
　第三節　複合的排除状態のリアリティ

（以上、66巻２号）

第Ⅱ部　　「法教育」という逆説
第三章　「法教育」の射程
　第一節　「法教育」と「法普及活動」
　第二節　アメリカにおける「法教育」
　第三節　日本における「法教育」
　第四節　「法教育」にみる市民と国家の関係性

第四章　システムが内包する排除性

第一節　実践の場に由来する排除性と「参加」の強制
第二節　システム自体からの排除と排除状態の内面化
第三節　排除状態の連動性
第四節　学校外「法教育」実践の可能性
小括　　現代社会への応答と「法教育」
（以上、66巻３号）

第Ⅲ部　　システム・信頼・属人性
第五章　社会的包摂と信頼　―属人的信頼から制度的信頼へ―
第一節　「システム信頼」への信頼
第二節　関係の拡張機能としての信頼概念
第三節　「システム自体への信頼」の発生メカニズム
第四節　架け橋としての実践者の媒介機能
第五節　システム作動要因としての肯定的アイデンティティ
第六節　システムへのコミットメント基盤としての「信頼」「自己肯定感」
（以上、66巻４号）

第六章　システム作動要因としての属人性
第一節　法拒絶のリアリティ
―内面化された自己疎外と司法アクセスへの困難性―
第二節　法システム活用意欲の発生
―「情報の把握」から「活用」への経緯―
第三節　人的信頼とシステム信頼との関連
第四節　社会資源の一つとしての法律専門職認識
―実践者の媒介機能―
第五節　一般性と属人性の相克
（以上、69巻４号）

第七章　現代社会における「法」の応答性
第一節　求められる法律専門職像の変化
第二節　司法アクセスを可能にするもの
第三節　社会資源としての法システム

終章　現代社会において「法」が果たす役割とは
（以上、本号・完）

第七章　現代社会における「法」の応答性

はじめに

第一章で見てきた日本社会の構造転換、それに伴う社会的排除状態の顕在化を前にして、〈法〉はどのように応答できるだろうか。

現在顕在化している社会問題、例えば失業問題やDV問題、貧困問題や虐待問題は、それぞれが単独の問題として存在している訳ではない。例えば、「失業」という現象を出発点に見てみたとしても、失業に至るまでの過程には、しばしば雇用システムと教育システムとの移行問題が存在している[1]。あるいは、失業に至る前段階で、すでに学校教育システムからドロップアウトしている場合も考えられる。失業をきっかけとした婚姻関係の破綻が契機となり、家庭における経済状況が困窮することも起こり得る。世帯年収と子どもの学力との関連は、すでに教育学領域において実証的に明らかにされているように[2]、失業問題が本人だけではなく周囲の人々にまで影響を与えることも起こり得る。このように、「失業」という一つの現象を見てみても、その背景には実に様々な諸問題が、ときに多世代にわたり存在している。

こうした社会問題の複雑さを考えると、失業問題に関してはハローワークで、法律問題に関しては法律事務所へ、という対処療法的手法ではすでに立ち行かなくなっていると言えよう。しかしながら、上記のような現代社会における諸問題が抱えるリアリティの複雑性を認識していても、多くの場合、有効な手立てを打てていないのが現状である。一つの理由として、制度設計上の問題が挙げられよう。すなわち、行政組織の縦割り構造に代表されるように、既存の相談窓口自体が単一の問題に応答するように制度設計されており、一度に多様な問題群に応答できる

---

[1] 宮本みち子(2011)「若者の自立保障と包括的支援」宮本みち子・小杉礼子編『二極化する若者と自立支援』明石書店、106-127頁。

[2] 学校における社会機能の限界、すなわち社会の平等化に対して学校の果たせる役割の限界を明らかにし、教育における階層の再生産機能に着目した日本における実証的研究として、菊池城司編(1990)『現代日本の階層構造3　教育と社会移動』東京大学出版会。また、宮島喬・藤田英典編(1991)『文化と社会』有信堂。

ような場面を想定しきれていないことが、その一因として想定できる。

このような状況を前にして、果たして「法」には何ができるであろうか。

以下ではまず、この問題意識に応答するための一つの契機として、これからの時代に求められる法律専門職像について考察していく。

とくに、司法分野と福祉分野との連携を実践している公益弁護活動に着目し、どのようにすれば「法」を社会資源の一つとして捉えるという考え方が可能になるのかという点について、検討を行う。

第一節　求められる法律専門職像の変化

前章（第六章）において取り上げた多職種連携の事例分析において指摘したように、複雑化した問題を包括的に解決するためには、複数の専門職による相互連携が求められている[3]。

---

[3] 複数の専門職たちが一堂に会して問題を包括的に解決していこうとする多職種連携の取り組みは、本稿で取り上げる司法分野・福祉分野の連携以外にも、教育分野と福祉分野の連携、医療分野と福祉分野の連携など、今日様々な領域において試行錯誤がなされている。例えば、医療者と患者が持つ情報の非対称性に着目し、医療専門職がコントロールできない状況下においては、「専門家支配から脱却し、生活を患者・障害者自身の手に取り戻すこと」が患者の「当事者性」を損なわない場合もあることを指摘したものとして、山本武志（2010）「患者・病者の知識・技術の専門化に関する考察―医療者と患者のパートナーシップ構築のために―」厚生労働研究（地域医療基盤開発推進研究事業）『医療安全に焦点をあてた総合的医療リスクコミュニケーション教育プログラムの開発と実践（研究代表：橋本柚生・横浜市立大学付属病院教授）』110-113頁。

また、大学生のひきこもり研究を行っている和歌山大学は、2002年に「ひきこもり回復支援プログラム」を開発している。そこでは、ひきこもりの解決のために専門のカウンセラー、精神保健福祉士、臨床心理士がチームを組んで対応にあたるとともに、大学の保健管理センターで治療やケアをうけている学生に対して「メンタルサポーター・アミーゴ」という、元ひきこもり経験のある学生や心の問題で悩んだ経験を持つ学生により形成された団体が存在している。この団体が、いわゆるピアサポーターの役割を担うことを通して、当事者たちの心理的な立ち直りを促進する効果があることが分析されている（宮西2011）。また、自助グループ的な機能を果たしている「アミーゴの部屋」を作ることにより、ひきこもり当事者たちに安心して「群れることのできる場所」を

専門職に求められる役割の変化に関連して、とりわけ弁護士像の変化については、法社会学の分野を中心に分析がなされてきた。本節では、時代により変化していく法律専門職像についての先行研究を概観していく（以下では法律専門職のうち、特に弁護士像に焦点化する）。

弁護士像の初期のモデルとしては、まず「在野法曹モデル」が挙げられる[4]。在野法曹モデルは、主として「国民の自由と人権を、権力に抗しつつ擁護する」モデルであるとされ、国民の代弁者として国家と闘うという弁護士像が強調されていた。しかしながら、戦後の混乱を経て高度経済成長期に入る1960年代には、闘うモデルとしての在野法曹モデルは次第に衰退していった。その後、1970年代から1980年代に登場したのが「プロフェッションモデル」である[5]。欧米のプロフェッション概念を参考にして登場したこのモデルは、弁護士の法的専門性を、何よりもまず依頼者の利益の追求のために用いるという特徴を持っていた。またこのモデルにおいては、プロボノ活動についても継続的に行う弁護士像が推奨されていた[6]。その後、弁護士数の増加やローファームの設置、また企業内弁護士へのニーズの高まり等を反映した新たなモデルとして、消費者である依頼者のニーズを重視して柔軟に対応するモデルである「法サービスモデル」が登場したとされている。

こうした一連の弁護士像の変化を踏まえて、とくに紛争解決過程にお

提供しており、そこでの仲間作りが学業への復帰にも重要な役割を果たしていることも指摘されている（宮西照夫（2011）『ひきこもりと大学生―和歌山大学ひきこもり回復支援プログラムの実践―』学苑社、2，50，61，135頁）。これらの実践からは、多職種多機関連携の効果が制度面でも心理面でも有効に機能していることが示されている。

[4] 在野法曹モデルについて、宮川光治（1992）「あすの弁護士―その理念・人口・要請のシステム―」宮川光治、小山稔、那須弘平、久保利英明編『変革の中の弁護士―その理念と実践（上）』有斐閣。

[5] プロフェッションモデルについて、和田安弘（1994）『法と紛争の社会学』世界思想社、215-217頁。

[6] 石村善助（1977）『現代のプロフェッション（第２版）』至誠堂。また、民事紛争処理との関連として、和田仁孝（1994）『民事紛争処理論』信山社。

ける当事者の主体性に着目した新たなモデルとして、近年「関係志向弁護士役割論」が提唱されている[7]。この関係志向弁護士役割論で重視されているのは、紛争解決の主役に、弁護士ではなく当事者（依頼者）を置いている点、そして当事者（依頼者）が主体的に紛争解決をする際の支援をするという側面に弁護士の役割を位置づけている点である[8]。その背景には、法的問題の解決だけでは当事者が抱える問題の一部しか解決したことにはならず、周囲との関係回復や心理的側面のサポートも含めて、総合的に当事者の問題解決を支援する必要性への認識の高まりが存在している[9]。こうした、法を媒介しつつ当事者の主体性を促す取り組みについて、大澤（2004）は、法律相談やADRなどを通して当事者と法律専門家が「対話」をすることが重要であると指摘している[10]。

---

[7] 当事者の主体性を活かそうとする弁護士の役割を探究したものとして、濱野亮（1996）「法化社会における弁護士役割論（１）」自由と正義47号（１）、50-57頁。また、依頼者のニーズを尊重する法律相談のあり方を論じたものとして、菅原郁夫・岡田悦典編、日弁連創立相談センター面接技術研究会（2004）『法律相談のための面接技法―相談者とのよりよいコミュニケーションのために』商事法務。

[8] 紛争処理の場面における当事者の自己決定と正義との関係性について論じたものに、山本顕治（2004）「非援助の支援と民事法学―法・コンテクスト・技法―」和田仁孝・樫村志郎・阿部昌樹編『法社会学の可能性』法律文化社。山本は、自己決定の主体そのものに焦点を当てる従来の自己決定論を巡る議論ではなく、「自己決定をなそうとする本人」とその周囲に居る「相手方」や「関与者」との関係のあり方に焦点を当てている。すなわち、ルールに基づく思考様式による「論証と説得」ではなく、「本人の自己解釈・自己決定・自己実現を傍らから手助けすること」を「支援」であると定義している。さらに民事法学の領域における当事者による主体的な手続きとそれを支援する紛争解決のあり方を論じると同時に、「支援者」として当事者に寄り添う伴走型支援について、前掲べてるの家（2002）が実践する理念でもある「非援助の支援」の有意義性を指摘している（山本2004:165-196）。

[9] 「紛争」という非日常的な状況の中で紛争当事者が主体的に状況を把握すること（「自己の状況主体性の再確認」）を手助けするために、第三者は共感を示し紛争当事者に「話させ、かつ関心を持って聞くこと」が重要であると指摘したものに、和田仁孝（1991）『民事紛争交渉過程論』信山社、77-89頁。

[10] 弁護士に期待される新たな役割として、法を媒介しつつも、当事者を主役

とくに社会的排除状態と司法アクセスとの関連について、宮澤（2001）は、法律扶助活動とコーズ・ローヤリング（cause lawyering）との関連性について述べている。すなわち、「法律扶助は、貧困者に対して個々の権利や利益を守るために法的代理を提供することに集中する傾向がある」とした上で、「公益弁護士活動は、個々の依頼者の権利や利益を超えるものとなり得るし、公益弁護士は、貧困の基礎にある社会構造に挑戦することに関心を有することがあり得る」「彼ら（公益弁護士）は、自己の法的専門能力を、特定目的（cause）を推進するために使おうと望むかもしれないのである」（宮澤2001:98）として、コーズ・ローヤリングは法律扶助を補完するものであると位置づけて捉えている[11]。

以上、先行研究の概観から、時代により求められる法律専門職像（弁護士像）は変化してきたと言えよう。では、弁護士像を時代の要請に伴って期待される役割が変化し得るものであると捉える場合、今日の日本社会においては具体的にどのような法律専門職像が必要とされているのであろうか。

以下では、今日の社会に必要とされる法律専門職像を考察するために、公益弁護活動に着目し分析を行っていく。

第二節　司法アクセスを可能にするもの―公益弁護活動の分析を中心に―

（1）はじめに

複雑化した問題への応答を探るための試みの萌芽は、数は少ないが、徐々にその重要性が認知され、いくつかの実践が蓄積されつつある。

とりわけ、弁護士が果たす社会的役割を自覚し、事務所を訪れた依頼者が持つ法的問題の解決を糸口にして、その背景に存在している福祉的諸問題に対しても応答しようとする実践が、「司法ソーシャルワーク」

において対話の支援を行う「対話の専門家」として位置づけているものに、大澤恒夫（2004）『法的対話論』信山社。

[11] 宮澤節生（2001）「東アジア・東南アジアにおける法律扶助と公益的弁護士活動」リーガル・エイド研究第七号、法律扶助協会。

として公設事務所系の弁護士らと福祉専門職らの連携協働をベースに取り組まれている[12]。いわゆる「司法と福祉の連携」は[13]、様々な領域と主体により取り組まれているが、本稿では時代に応じて必要とされる法専門職像を考察するために、公益弁護活動を行う弁護士たちの実践に着目する。

（２）過疎地対応型公設事務所、都市型公設事務所

過疎地対応型公設法律事務所としては、2001年に日弁連のひまわり基金事業により設立された「ひまわり基金法律事務所」が挙げられる。2001年に日弁連が開始したひまわり基金事業とそれに伴う全国各地（ゼロワン地域）へのひまわり法律事務所の設置は、司法過疎地における潜在的な「法的ニーズ」の掘り起こしに一定程度成功した[14]。ひまわり基金事業がスタートした直後は、制度の運用に対して、特に人口が少ない過疎地において法的サービスは必要とされるのか否かについての疑問が根強いものとして提示されていたが、2018年10月１日時点において118カ所の開所となり、一定の収益を挙げていることが実務家により報告されている[15]。

同じく公設法律事務所のうち、都市部に置かれている事務所は都市型

---

[12] 法テラスが取り組む「司法ソーシャルワーク」の経緯や概念定義、総合法律支援法改正についてまとめ、地域連携との関連について考察したものに、濱野亮（2016）『司法ソーシャルワークと地域連携』総合法律支援論叢第８号、59-79頁。また、「地域」と「司法ソーシャルワーク」との関連について、法テラス東京法律事務所のパイロット部門であるスタッフ弁護士による取り組みの分析を基に考察したものとして、濱野亮他（2017）『法と実務』13巻、商事法務がある。

[13] 例えば、刑事司法と福祉の連携のあり方について論じたものとして、土井政和・正木祐史・水藤昌彦、森久智江責任編集『「司法と福祉の連携」の展開と課題』刑事立法研究会、現代人文社。

[14] ここでいう「法的ニーズ」の内実について、阿部（2007）は、司法過疎地における「法的ニーズ」には、法律事務所が設置される以前からそこに存在しつつも充たされていなかった「放置されたニーズ」と、一連の司法過疎対策事業により「掘り起こされたニーズ」の、二類型が存在していると指摘している（阿部昌樹（2007）「司法過疎がもたらすもの」大阪市立大学、法学雑誌54巻１号、1-27頁。

[15] 日弁連 HP 及び田岡直博（2008）「司法過疎解消に向けた弁護士会の取り組み」月報司法書士2008年４月号、8-13頁に詳しい。

公設事務所と呼ばれている。公益的な活動を行うことや、司法過疎地へ赴任する弁護士の育成などに注力している。とりわけ、法律専門職と福祉専門職、あるいは地域ネットワークに位置づけられる民生委員や自治体職員との連携構築の必要性が認識され始めた近年において、都市型公設事務所の設置は、まさに都会の駆け込み寺的要素を含んでいると言えよう[16]。

（3）司法アクセス構想の理念と実現に向けた課題

司法制度改革の中で施行された総合法律支援法に基づき、2006年に設置された日本司法支援センター（法テラス）は[17]、「民事、刑事を問わず、あまねく全国において、法による紛争の解決に必要な情報やサービスの提供が受けられる社会を実現する」（総合法律支援法第２条）という理念を基に事業を展開している。

とくに近年、社会的弱者の顕在化や法律問題の背後に潜む福祉的問題への着目を背景として、業務内容に規定されている情報提供業務（総合法律支援法第30条１項１号）と関係諸機関の連携確保・強化についての規定（同30条１項６号）を根拠に、司法分野と福祉分野の連携に力を入れている。

司法が他の領域と協働することの必要性は、すでに複数の研究者や実務家達によって指摘されてきた。例えば、法律扶助協会時代から長年法律扶助制度に関する研究を精力的に行い「司法アクセス（Access to Justice）」という概念に早くから着目してきた小島武司（1989）は、様々な事情により声を挙げられない人々に着目し、司法ネットワークをはりめぐらせることにより「正義の総合システム」を実現する必要性がある

[16] 自らも都市型公設事務所である東京パブリック法律事務所出身で、その後法テラス埼玉法律事務所にてスタッフ弁護士を経験した谷口は、弁護士が地域のセーフティ・ネットとして機能する必要性を実体験に基づき指摘している（谷口太規（2007）「地域のセーフティ・ネット構築を目指して」自由と正義58巻10号72-73頁、同（2010）「公益弁護士論―法と社会のフィールドワーク　第４回つながる会」法学セミナー 670号、54-57頁）。

[17] 法テラスは2006年４月に設立されたが、実際に業務が開始されたのは同年10月である。

と指摘している[18]。また、司法ネットワークの構想と法テラス設立の意義について、裁判官経験を経た後に法テラススタッフ弁護士第一期生として赴任した経験を持つ宮本康昭は、法テラスが設立されたことに伴いこれまで別々に行動してきた関係諸機関（自治体、警察、弁護士会など）が必要に応じてネットワークを構築できる可能性が高まったとして、司法・福祉分野の連携と法テラス設立との関連に一定の評価を与えている[19]。一方で、すでに濱野や番らからも指摘がなされているように、理念を実現していくのには相当程度の困難が待ち受けていることもまた事実である[20]。

（4）法テラスとスタッフ弁護士制度

司法アクセス拡充のための重要な役割を果たすための具体策として、法テラス常勤弁護士（スタッフ弁護士）の存在が挙げられる。スタッフ弁護士は、法テラスが本格的に業務を開始した2006年10月から過疎地を含む全国各地に配置され、制度スタート当時の第一期生は24名体制であった[21]。2019年７月現在、189人のスタッフ弁護士が全国の法律事務所

---

[18] 小島武司（1989）「正義の総合システム論再考」法曹時報41巻７号1-42頁。また、小島が「正義へのアクセス」という用語を用いた契機となった翻訳に、M. カペレッティ =B. ガース / 小島武司訳（1981）『正義へのアクセス』有斐閣、がある。

[19] 宮本康昭（2007）「司法支援制度の立法過程」現代法学14号185-225頁。

[20] 例えば濱野（2006b）は、日本司法支援センターが行う業務のうち、コールセンターが行う情報提供業務が法的助言にならないように実態に関わる聞き取りが制限されている点に着目し、そうした制限のもとで適切な手続きや法的機関などの紹介がどの程度可能となるのかという点を指摘している。さらに、事柄の振り分けに関する原理的な問題の存在についても指摘している（濱野亮（2006b）「アクセス拡充における日本司法支援センターの役割」ジュリスト1305号、29-37頁。また、犯罪被害者支援における電話相談の二次被害防止の必要性を指摘したものに、番敦子（2006）「日本司法支援センターにおける犯罪被害者支援」ジュリスト1305号、71-76頁。関連して、濱野亮（2007）「総合支援法における司法書士の役割」月報司法書士2007年７月号、25-30頁。小堀樹（2007）「日本司法支援センターの事業構築とその課題―法律扶助協会の経験から―」『市民と司法―総合法律支援の意義と課題―』財団法人法律扶助協会、41-62頁。

[21] 筆者は法テラス本部在職中、常勤弁護士総合企画課において裁判員裁判研

で勤務しており、司法分野と福祉分野の連携である「司法ソーシャルワーク」を率先して行っている弁護士もいる[22]。

スタッフ弁護士の存在と活動が、司法アクセスの拡充にどのような効果をもたらしているのかを把握するために、以下ではスタッフ弁護士が実践している司法ソーシャルワークに着目する[23]。

考察の前提として、以下ではまずスタッフ弁護士制度がどのような背景のもとに導入されたのかを概観する。

（5）スタッフ弁護士制度の導入背景
―司法アクセス検討会、公的弁護制度検討会における議論を中心に―

スタッフ弁護士制度構想については、司法制度改革審議会意見書において、とりわけ訴訟手続きへの国民参加制度との関連の中で常勤弁護士の配置が議論の一つとして挙げられている[24]。

修の企画・立案、スタッフ弁護士業務説明会の開催及び修習生への広報、スタッフ弁護士の人事、司法過疎地調査への同行やスタッフ弁護士の役割検討会等への参加などに従事しており、スタッフ弁護士関連業務の実際の運用を身近に見聞きした経験を持つ。こうした、いわゆる参与観察的な経験が、本章の分析に反映されている。

[22] 先述したように、近年、日本司法支援センターではスタッフ弁護士が内包する新たな可能性として、司法と福祉の連携に着目した司法ソーシャルワークの実践を推進する方向にある。司法ソーシャルワーク実践を行っているスタッフ弁護士（当時）と自治体職員、さらに岩田正美教授をパネリストに招き開催したシンポジウム「市民と司法の架け橋を目指して」（2010年10月５日、主婦会館）が日本司法支援センター主催で開催されており、初期の司法ソーシャルワーク実践の報告及び議論がなされた。

[23] 「司法ソーシャルワーク」について、法テラスは「高齢者・障害者をはじめ、自ら法的問題を抱えていることを認識する能力が十分ではないなどの理由で、自ら法的支援を求めることが期待できない者に対し、福祉機関等と連携して働き掛け、そうした者の法的問題を含めた総合的な問題解決を図る取組」であると定義し、中期目標の一つに掲げている（日本司法支援センター中期目標平成30年２月28日付文書）。

[24] 司法制度改革審議会（2001）『司法制度改革審議会意見書―21世紀の日本を支える司法制度―』47頁。

その後、司法制度改革推進本部における司法アクセス検討会で議論が重ねられ、総合法律支援法がスタッフ弁護士制度を設立する方向で話が固まっていった経緯がある[25]。特に、2003年１月29日に開催された第12回司法アクセス検討会において、「裁判になった場合の支援」とそれ以前の「相談的な支援」、「裁判外の紛争解決を含めた支援」が想定されており、情報提供的な支援をも含めてスタッフ弁護士制度の業務提供の範疇として議論されていた（司法アクセス検討会議事録）。業務提供の方式としては、開業弁護士が業務を行う「ジュディケア制」ではなく、スタッフとして法テラスの業務を専任で執り行う「スタッフ制」の導入が検討されていた。

同様の議論は、公的弁護制度検討会でも議論がなされ、特に第13回検討会（2003年12月24日）の議題ではスタッフ弁護士制度について「運営主体において、全国的に充実した弁護活動を提供し得る体制を整備するため、契約により弁護士（常勤含む）を確保し、その中から国選弁護人の候補を指名して裁判所に通知する業務を行う」（公的弁護制度検討会議事録）とされ、上記司法アクセス検討会での議論も含め制度の枠組みが議論され、法テラスにスタッフ弁護士制度を設置する方針が固まった。

スタッフ弁護士の導入自体に対する反発も存在した。その内容を大別するならば、①弁護士の独立性に関する論点、②国家権力との緊張関係に関する論点、に分けられる。①及び②の両面に共通しているのは、公的組織体制を取る法テラスに弁護士が組み込まれるのではないかという、弁護士自治に関する危機感である。とくに日弁連内部においても賛否両論が議論されており、慎重な意見を主張する会員も少なからず存在し続けている。現時点においても、上記理由から法テラススタッフ弁護士配置自体に反対し、スタッフ弁護士の配置を拒否し続けている単位弁護士会も複数存在している（2019年５月現在）。

上記検討会においてもこの論点については議論がなされ、①所属弁護

[25] 司法アクセス検討会議事録より。とくに司法ネット構想については第18回（2003年９月19日）及び第22回（2003年12月25日）、また民事法律扶助の拡大については、第12回（2003年１月29日）議題の「民事法律扶助の拡大について」に詳しい。

士の弁護活動の自主性・独立性が保障される方策が講じられること、②主務官庁及び当該法人に個別弁護活動への指揮権がない旨の規定や所属弁護士の身分保障規定などを定めること、③公設事務所の具体的な設置箇所・規模については、日弁連及び当該地域弁護士会と十分な協議によって決定されること、が公的弁護制度に対する日弁連意見として提示されている[26]。

（6）スタッフ弁護士による関係諸機関との連携構築活動

今なおその運営の在り方や、スタッフ弁護士の位置づけについては多くの議論が存在しているが、各地に赴任しているスタッフ弁護士達は独自の先駆的取り組みを展開している。例えば、先に挙げたひまわり基金法律事務所に赴任した弁護士の実践からは、地域に存在している関係諸機関を活用し、弁護士としてもそれらと連携を構築していくことにより、当事者が抱える複雑に絡み合った問題を包括的に解決していこうとする取り組みが展開されている[27]。また、法律専門職を含む多職種の連携を先駆的に行っている財団法人リーガル・エイド岡山では、高齢者や障碍者を支援するために社会福祉士、行政書士、弁護士、介護士などの関連する様々な業種の協働が不可欠であるとの理念のもとに、専門職間におけるネットワーク構築に早くから取り組んでいる[28]。

（7）事例

こうした数々の実践報告を背景として、弁護士が福祉機関や行政機関等と連携構築をする際に重要な役割を果たしているという点に着目し、スタッフ弁護士らが各地で行っている連携構築活動を「スタッフ弁護士

---

[26]「公的弁護制度検討会」第7回配布資料（2003年２月28日開催）より。

[27] 例えば、松本三加（2004）「弁護士過疎地域におけるリーガルサービスの現状と課題」リーガル・エイド研究９号17-35頁。また、同じくひまわり基金法律事務所に勤務した経験から、公設事務所が地域の社会資源と連携する必要性があると指摘しているものとして、田岡直博（2005）「公設事務所のこれから：宮古ひまわり基金法律事務所」自由と正義2005年４月号42-48頁。

[28] 岡山リーガル・ネットワーク研究（2006）『地域社会とリーガル・ネットワーク―その可能性と現在』商事法務。

の役割」として積極的に位置づけていこうとする動きがある[29]。日本弁護士連合会と日本司法支援センターが設置した「外部検討委員会」である。

日弁連・法テラスによる外部検討委員会は、2009年８月から、スタッフ弁護士の活動に関する実態をより正確に把握するために、全国各地で先駆的活動を展開している法律事務所へ赴き、弁護士や関係諸機関の職員らから話を聞いて回った。具体的には、離島や過疎地、あるいは都市部にある法テラス法律事務所や地方事務所に赴き、当該地域で関係諸機関と弁護士らがいかなる連携を構築しているのかについて、連携構築に至るプロセスや問題点を中心にヒアリングを実施した。

以下では、筆者が同行した上記日弁連・法テラス合同調査（外部検討委員会調査）のうち、岐阜県可児市における調査を基に、弁護士が地域社会で果たす役割について考察を進める。

法テラス可児法律事務所は、2007年６月に開所した、いわゆる４号地域事務所である。裁判所は岐阜県地方裁判所御嵩支部であり、管内人口約21.9万人のうち可児市には管内で一番人口が多い市町村である（市の人口は約10万人）。スタッフ弁護士が赴任した当時（2007年）、御嵩支部の弁護士は１人であり、スタッフ弁護士は同支部で２人目の弁護士として赴任した。

当該法律事務所に赴任したスタッフ弁護士は、とりわけ高齢者や障碍を持った人など社会生活を営む上で複合的困難を抱えやすい人々に対して、自らが接近して話を聞いていくというスタイルをとっていた。このスタイルは、福祉領域でつかわれている「アウトリーチ」という手法である。アウトリーチを通して、いわゆる当事者が抱える問題を法的に解決させるだけで終結させるのではなく、当事者がこれからも地域社会で安心して暮らせるよう、地元の福祉専門職らと連携して継続的な見守り

[29] スタッフ弁護士一期生たちによる実践報告をまとめた書籍として、本林徹・大出良知・土屋美明・明賀英樹（2008）『市民と司法の架け橋を目指して―法テラスのスタッフ弁護士』日本評論社がある。また、自由と正義58巻９号から60巻５号までにおいて、「スタッフ弁護士草創期―道しるべになりたくて―」という連載が組まれており、全国各地に赴任したスタッフ弁護士達がリレー形式でそれぞれの地域における実践を紹介している。

体制を構築している点が特徴的である[30]。

当時赴任していたスタッフ弁護士は、まず地域に法テラスの存在と弁護士自体の活用方法を知ってもらうために、赴任直後から地元の役所に赴いた。その際には、法テラスが公的機関であるということを最大限に活用したアピール方法、つまり営利目的ではないことをアピールした自作のチラシを配布し、気軽に弁護士を活用してほしい旨を伝えて回ったという。筆者らが調査のために訪問した際（2009年）には、すでに一連の弁護士による周知活動が功を奏し、法律事務所と地域関連機関との連携体制が構築されていた。聴き取り調査時に当時の自治体福祉職員に話を伺うと、弁護士が積極的に自らの活用方法を具体的に提示して回ったことにより、それまで漠然と抱いていた弁護士に対する「距離感」から解放され、「相談してみてもよいかも」と思えるようになったと述べていた。その聴き取り内容からは、自治体の職員ですら、それまでは法的機関へのアクセスに対して躊躇していた様子が語られており、そこには司法過疎地であるからこそ法律事務所が身近な存在ではなかったという構造的要因の他に、法律事務所や弁護士自体が持つ「権威性への躊躇」という心理的要因も、法的存在へのアクセスを阻害する要因として存在していたと言えよう。

その後、依頼者の自宅に同行させていただく機会を得た。同行訪問した依頼者の自宅の中には、知的障碍のある初老の夫婦が生活しており、明らかに不要な布団一式が何組も積み重ねられ、意味のない増改築を繰り返したと思われるいびつな建て増し、そして無駄と思える高額ギフト商品が大量に積み重ねられているケースであった。それらが散乱し、自宅内部はまさにごみ屋敷の様相を呈していた。弁護士によると、御夫婦には知的障碍があるため、自らの身の回りに起きている不穏な動きにつ

[30] 赴任先における福祉担当者、弁護士との連携による包括的支援の実践について、日本司法支援センター（2009）「関係機関との連携で地域住民を支える」『ほうてらす』Vol.10、8-9頁に詳しい。筆者自身、調査に同行するとともに記事の作成に関与した。また、論文形式となったものとしては、太田晃弘・長谷川佳予子・吉岡すずか「常勤弁護士と関係機関との連携　司法ソーシャルワークの可能性」総合法律支援論叢第一号104-145頁。

いては気付いていないとのことであった。悪徳業者はまさにそこに付け込んでいるという構図にあった。地元の民生委員もこの家の不穏な様子に気づき、定期的に訪問するなどできる限りの対応をしていたが、法テラス可児法律事務所ができたことをきっかけに案件の相談をもちかけるに至った。弁護士の介入により明らかになった状況は、リフォーム、シロアリ駆除、布団などのありとあらゆる訪問販売被害に加え、クレジット会社10社からの総額約800万円にわたる割賦物販債務履行請求がなされている状況あった。すでに一部業者は提訴していたが、特定商取引法上の主張をして交渉を重ね、若干の金額を取り戻して法的問題に関しては終結に至った。しかしながら、夫婦を取り巻く状況は依然として不安定な状況にあったため、弁護士は地域包括センター、市町村担当者、民生委員、社会福祉協議会、介護保険事業者などと今後の見守りを継続して行うと同時に、再被害に遭わないようにするために関係各所との連携強化を継続することにより、包括的に当事者をサポートし続ける体制を構築した。

こうした事案は、特殊な一つの事例と言うわけではなく、当事者が抱える背景事情の違いこそあれ、障碍や高齢などの理由により社会的に弱い立場におかれている人々には共通して起こり得ることである。様々な問題が含まれているが、司法アクセスとの関連で捉えたときに根本的に問題となるのは、いわゆる「当事者」たちが法的問題について気が付いていないという状況である。例えば、今回上記で取り上げた事例のように、とりわけ知的障碍を抱えている依頼者のほとんどが、自らが法的問題を抱えているということ自体を理解しておらず、多少の違和感を抱いている場合でも自分が悪いのだという風に思いこんでいる様子が会話の端々からうかがえた。「障碍」を持っていなくても、法的問題の発生に気が付かない（抱えているトラブルが法的問題だと認識しない）場合もあるだろう。あるいは、法的問題だという認識はありつつも「何もしない」という判断をする場合もあると思われる[31]。いずれにしても、法的トラ

[31] トラブルを経験しながら何もしない（不作為）当事者の状態に注目し、パターン分析をしたものとして、尾崎一郎（2010）「問題経験者の不作為について」松村良之・村山眞維編『現代日本の紛争処理と民事司法１　法意識と紛争行動』

ブルの発生に気付き、それを解決するための行動を起こし、相談窓口へ行き実際に相談する、という一連の司法へのアクセス行動は、実際のところ非常に難しい要求であると言えよう。

（8）考察

上記事例のような状況を前にしたとき、実際のところ「司法へのアクセス」は、当事者が「アクセスできるだけの力（経済的、地理的、心理的）」を持っている場合のみにうまく作動し、そうではない場合には当事者の側からのアクセスは望めないというリアリティの存在が明示される。

そのような場合に求められるのは、司法の側からの「アウトリーチ」であろう。しかしながら、法律事務所にいる弁護士には、いくらアウトリーチが必要だと分かっていても、地域社会に存在している法的問題の全てを把握することはできない。そこで、地域の事情に精通している福祉専門職らが法的問題を抱えていると思われる当事者の様子を弁護士に相談し、その相談を受けて弁護士や福祉専門職らが現地（当事者の自宅等）へ赴き、問題の把握に努める、という連携構築がなされる必要がある。とりわけ、自ら司法へアクセスできない状態にある場合に重要となるのが、専門職らのフットワークの軽さである。

調査時においても、当事者の状況を把握するために法律事務所や自治体相談窓口に来てもらうのではなく、弁護士や自治体職員が自宅へ直接訪問していたし、その訪問時間帯にはいわゆる業務時間外に行うことも多くあった。弁護士によると、訪問する家に同居人が揃っている時間帯にあえて行くことが意味を持つと判断される場合には、あえて夜に訪問することもあるという。自宅へ訪問することによって、「弁護士や行政職員が出入りしている家」という認識がなされ、悪徳業者やチンピラたちに対する抑制効果も期待できるという。

今回取り上げた事例以外にも、法的トラブルを抱えた「当事者」達は、法的問題のみを抱えているわけではなく、その背後に複数の入り組んだ問題を抱えている場合が多い。今後は、一側面における法的問題の解決のみならず、その背後にある諸問題（例えば福祉的諸問題）等について

東京大学出版会、141-154頁。

も包括的に支援していく必要があると思われる。

例えばその際には、上記で挙げた事例のように、関係諸機関とケース会議を密に開くなどして、まさにソーシャルワーク的アプローチを活用して当事者を継続的に見守る体制を構築することが重要であると言えよう。特に、自ら司法へアクセスすることが様々な事情で難しい場合（司法アクセスバリアが高い場合）、こうした包括的支援とアウトリーチの手法は非常に重要な意味を持つと考える。法の理念を実質的に保障するためには、その理念が有効に機能し得る仕組みを具体的に構築することが重要である。

第三節　社会資源としての法システム

第二節では、公益弁護活動を行っている弁護士を取り巻く情勢について概観するとともに、実際の活動についての分析と考察を行った。一連の分析からも明らかになったように、法システムが法システムとしてただ存在しているだけでは、その理念を実現することができないことがリアルな実態として表れていた。

こうした状況を踏まえ、以下では、社会資源の一つとして法システムを捉えるためには何が必要であるのかについて考察する[32]。

（1）法システム活用のための基盤

司法制度改革審議会は、「国民が、自律的存在として主体的に社会生活関係を形成していくためには、各人の置かれた具体的生活状況ないしニーズに即した法的サービスを提供できる法曹の協力を得ることが不可欠である」と述べている[33]。

しかしながら、第二節でも見てきたように、上記「法曹の協力を得る」という行動をとる際には様々な困難が存在している。すなわち、「法曹の協力」を得るためには、法曹の側に関する課題と、利用する国民の側

[32] ここでいう社会資源とは、問題解決のために必要となる「各種制度、施設、機関、設備、資金、物質、法律、情報、情報、集団、個人の有する知識や技術等の総称」として捉えている。中央法規(2004)『精神保健福祉用語辞典』216頁。
[33] 前掲注24，7頁。

に関する課題の、カテゴリーの違う２つの課題が存在している。さらにそれぞれの課題の内部にはいくつかの解決すべき論点が複数存在していると思われる。

法曹の側に関する課題とは、①「ニーズに即した法的サービス」に対する認識の低さと、②認識が十分にあったとしても事務所経営の問題などによるプロボノ活動の実現可能性の低さ、である。

国民の側に関する課題とは、①「自律的存在として主体的に社会生活関係を形成」できる人が果たしてどの程度存在しているのか、という点である。さらに言えば、仮にそうした「自律的存在として主体的に社会生活関係を形成」できる国民が少ない場合、②どのようにして彼ら彼女らへの支援が可能になるのかという、点である[34]。

特に、国民の側に関する課題に関しては、司法制度改革審議会意見書の中で「司法学習の機会の充実」が触れられており、とりわけ「法教育」がその役割を担うことが想定されている。ところが、本稿第Ⅱ部で検討してきたように[35]、今日展開されている「法教育」実践は様々な工夫がなされている実践もあるものの、その多くは法的知識の啓蒙に重点が置かれており、知識として法的情報に触れる機会は増えたかもしれないが知識と活用との間には依然として大きなギャップが存在している傾向にあることが分かった。

国民側に必要とされる要素に関して、湯浅は、多重債務対応や生活相談・支援、生活保護申請付き添いなどの民間における活動が先鞭をつけている活動（湯浅はこれを「社会資源の充実」と表現している）を継続す

---

[34] この点に関し湯浅は、司法プロセスへの市民参加における懸念として、一連の司法制度改革が「一般市民を旧来の司法領域へ“統合”するだけに留まってもらっては困る」と述べ、「空間的に外延を広げていく“統合”プロセスが領域内部での質的な差異化（“排除”）を伴うものだとすれば、表面的には司法過疎地域がなくなったとしても、野宿者を含む社会的弱者および“異端視される者たち”への法律サービスは向上しない／低下する」と指摘している（湯浅誠(2006)「「格差」に抗するネットワークと法律家の役割」リーガル・エイド研究第12号、財団法人法律扶助協会、60頁）。

[35] 拙稿（2015)「社会的排除と法システム（２）」北大法学論集第66巻第３号125-180頁。

ることにより将来的に施策として形成するというカテゴリーと、それら社会資源を活用する「当事者のエンパワメント」を回復・形成するというカテゴリーの二通りがあると指摘している[36]。

ここで湯浅が指摘する「当事者のエンパワメント」の必要性は、本稿で考察してきたシステム作動の際に必要とされる事柄、すなわちシステムへアクセスしたり社会資源を活用したりすることの背景には、それらにアクセスしようと思えるか思えないかという意欲の問題や、意欲の発生基盤としての肯定的アイデンティティ（自己肯定感）のあるなしに関わる問題といった事柄に通底していると思われる。「社会資源を踏み台にできる“強い個”を前提とした制度設計は、必ず後に膨大な数の“弱い個”を取り残す」[37]という湯浅の指摘は、現代社会に応答し得る法律専門職像を描く上でも重要な論点であろう。法曹側に関する課題、国民側に関する課題、その両面を克服して初めて、法システム活用のための基盤が整ったと言えるのではないだろうか。

（２）アクセスを阻む三つの要素

では、法システムへのアクセスを妨げる要素にはどのようなものがあるだろうか。

本稿ではこれまで、心理的要素（自己／他者肯定、信頼）に着目して考察を進めてきており、心理的要素が複数の側面において影響を及ぼしているという認識を持っている。こうした認識、すなわちアクセスを阻害する大きな要因として心理的要素があるという認識を踏まえた上で、それ以外に、とくに法システムへのアクセスを阻んでいると思われる要因が大きく分けて二つ存在している。

○費用面における障壁

心理的要因以外でアクセスを阻む一つ目の要因としては、「費用面における障壁」が挙げられる。

---

[36] 湯浅誠（2006）「「格差」に抗するネットワークと法律家の役割」リーガル・エイド研究第12号、財団法人法律扶助協会、41-64頁。

[37] 前掲、湯浅（2006）、53頁。

費用面における障壁に対抗する制度としては、刑事分野では国選弁護制度があり、民事分野では民事法律扶助制度が挙げられる[38]。とくに民事法律扶助制度に関しては、先に挙げた法テラスの中心的業務に位置づけられており、総合法律支援法ものとで飛躍的に発展した例として挙げてよいであろう。具体的には、「民事裁判等手続きにおいて自己の権利を実現するための準備及び追行に必要な費用を支払う資力がない国民」及び「その支払いにより生活に著しい支障を生ずる国民等」を援助するために、法テラスでは代理援助業務、書類作成援助業務、法律相談援助業務をその事務として位置づけている（総合法律支援法第30条２項）。支援法の施行と法テラスの設立に伴い、法律相談援助件数は2007年度の14.7万件から2010年度には25.7万件となっている。代理援助も、2007年度の約6.8万件から2010年度は約11万件と、確実に増えている。書類作成援助においても、2007年度は約５千件だったのに対し、2010年度は約７千件にまで増加している。法律扶助協会時代（1990年）には代理援助件数が約４千件であったことを考えると、2010年のそれはおよそ30倍に増えている。このように、一連の司法制度改革に伴う潮流により、費用面における司法アクセス阻害要因はある程度克服されているように思われる。

しかしながら、民事法律扶助業務は当事者に対する償還制をとっており、償還を前提として訴訟費用を立て替えるという制度になっている。償還制を前提とした制度に関し亀井は、「扶助の対象者を経済的困窮者に限定しながら、償還制をとるのは制度的に矛盾しているといわざるを得ない」と指摘し、償還制度の見直しが必要であるとしている[39]。もちろ

[38] 民事法律扶助制度の意義と機能について我妻（2008）は、イギリスとアメリカの民事法律扶助制度の沿革を紹介するとともに、法律扶助制度全体が抱える問題について詳細に論じている。（我妻学（2008）「民事法律扶助の意義と機能―イギリスおよびアメリカにおける法律扶助の草創と変容―」伊藤眞、大村政彦、春日偉知郎、加藤新太郎、松本博之、森勇編『民事司法の法理と政策（下巻）』商事法務、255-302頁）

[39] 亀井は、民事法律扶助制度の歴史を敷衍した上で今日の民事法律扶助制度における対象事件や対象者の範囲、利用者負担のあり方について課題を指摘している（亀井時子（2006）「民事法律扶助と日本司法支援センター」『ジュリスト』

ん、いわゆる過払いバブルのように、扶助制度の利用者が勝訴し明らかな経済的利益を得た場合は、一定程度の訴訟費用をそこから配分することは理にかなっていると思われる。しかしながら、そうした場合以外の事案について償還制度を維持することは、実態にそぐわないばかりか、償還の催促への事務コストにも見合っていないと言わざるを得ない[40]。

資力の多寡により司法へのアクセスが阻害されないことを目指している総合法律支援法の理念を実体化するためにも、現場のリアリティに即した形で今一度制度構築を見直す時期に来ていると言えよう。

○情報面における障碍

心理的要因以外でアクセスを阻む２つ目の要因としては、「情報面における障壁」が挙げられる。

これまで見てきたように、総合法律支援法の施行に伴う法テラスの設立により、民事法律扶助業務の飛躍的向上に寄与したり、スタッフ弁護士という日本で初めての弁護士像を創出したりという点では、司法へのアクセスを向上させることに対し一定程度有意義な改革であったと思われる。しかしながら、それでもなお残っているアクセス阻害要因として、「情報提供の範囲」と「法的情報を受け取ることができる層」の固定化が挙げられる。

1305号、41-44頁）。すなわち、対象事件については「民事裁判等手続（総合法律支援法30条２項）」として裁判前提のものに規定されており、① ADR や労災、生活保護・介護保険等の行政手続等不服審査申し立ては除外されている点、② 対象者についてはイギリス等の諸外国においては中間層を取り入れた国民の５割程を対象者としているのに対し、日本においては国民所得の下から２割程度の所得層に限定しているため対象範囲が狭すぎる点、を指摘し、経済的な弱者だけではなく子どもや障碍者、高齢者や DV 被害者、犯罪被害者等の社会的弱者については、従来の資力要件基準を見直し、弾力的な運用が求められると分析している。

[40] 民事法律扶助実務の現場においては、例えば生活保護受給者等については事後的に償還を免除する制度もあるが、これはあくまでも事後的な処理であるため、制度利用の入口の際に制度の活用を促し得る要素としては機能しているとは言えない現状にある。

訴訟の潜在的利用者、すなわち法的トラブルを抱えていると思われる人々がどこに相談してよいのか分からない場合、相談の窓口をいくつか提示し「道しるべ」となるために設置されたのが、法テラスの情報提供業務である。すなわち、「裁判その他の法による紛争の解決のための制度を有効に利用するための情報及び資料」を収集・整理し、「情報通信の技術を利用する方法その他の方法により、一般の利用に供し、又は個別の依頼に応じて提供すること」（総合法律支援法第30条１項）を業務に位置づけ、代表的な情報提供業務の一環としてコールセンターや各地方事務所における法情報提供を行っている。2010年度現在で年間60万件を超える情報提供がなされており、どこにどのような団体が存在しており、どのような活動をしているのかを具体的に知らずに法的トラブル対応に困っている国民にとっては、内容に応じて適している相談窓口を教えてもらえるため、その意味においては「道しるべ」としての意味合いを確保していると言えよう。

しかしながら、法的情報を提供する窓口である日本司法支援センターの認知度自体が低いという実態が、「道しるべ」としての機能に大きな制限を与えている。こうした課題は、いわば「情報提供の前提条件」に関わる課題として区分することができよう。具体的には、法テラスの認知媒体は、裁判所や弁護士会などの紹介に代表される「関係機関」を経由したものが22.5％、ホームページやポスター、広報誌などに代表される「公報」を経由したものが34.3％、TV、ラジオ報道や新聞記事などに代表される「報道」を経由したものが0.6％となっており[41]、すでに何かしらの法的トラブルを抱え関係機関へ赴いた結果法テラスの存在を知り得る場合と、法テラスという用語を知った上でネットを使ってホームページにアクセスする場合が代表的であることが分かる。

（3）「知っていること」と「知らない／気付かない」ことのギャップ

こうした背景からは、自分自身の力で法的問題に気付き、関係機関へ持ちこみ、あるいはトラブルとしての認識を持った上でネット環境を活用してアクセスしているという、一連のプロセスを見出すことが出来る。

[41] 日本司法支援センター編著『法テラス白書―平成29年度版』34頁。

一方で、法的問題への気付き自体が無い場合や、そもそもインターネットを使える状態や環境にない場合、そして法テラス自体を知らない場合は、自身の状況に最適な法的情報にたどり着くための前提条件を欠いていることになる。情報面におけるこうした障壁を克服するためには、法テラス自体の認知度を上げるとともに、いわゆる当事者自身に法的トラブルへの気づきがない場合においても専門職が関わることが出来るような仕組みの構築が必要である。

具体的には、①多職種多機関との連携と、②法律専門職を社会資源の一つとして認識し活用するという意識改革が必要であると思われる。①のためには本章で取り上げた事例にもあったように、法律専門職側からのアウトリーチが一つの有効な手段として機能し得ると思われるし、②に関しては本稿第Ⅱ部（第三章、第四章）で取り上げた法教育に関連する取り組みが一定の有効性を持つと思われる。現代社会において「法」が応答するためには、「法」の理念を実質的に実現可能なもの（絵にかいた餅ではなく実質的に機能するもの）とするための具体策が、今後も継続的に議論され実践されていく必要があると言えよう。

終章　現代社会において「法」が果たす役割とは

１．問題意識、仮説の設定

本稿では、「法」が持つ社会的機能について、とりわけ社会的弱者の存在が顕在化している今日において「法」は社会的包摂機能を持ち得るのかについて検討してきた。とくに法システムへのアクセス阻害要因に心理的要因があることに着目し、システムから排除されている状態である「疎外メカニズム」と、システムに包摂されている状態である「包摂メカニズム」との間にある乖離状態（ギャップ）を埋めるためにはどのような要素が必要とされるのかという問題について、属人的（パーソナルな）要素が両者間の溝を埋める架け橋となり得るのではないだろうかという仮説に立ち、各段階における検証（理論的検証・実証的検証）を行ってきた。

２．社会的排除状態のリアリティ（第Ⅰ部：現代社会における排除）

本稿の流れに沿って整理すると、第一章においては、今日の日本社会で顕在化している社会的排除状態というものが発生する背景要因について考察してきた。その結果、社会的排除状態が発生する構造的背景の一つとして、日本型生活保障を支えてきた社会構造自体の構造転換とそれに伴う雇用の多様化が挙げられる点、そして社会的排除状態は一つの機能システムのみならず同時期に複数の「基盤」を喪失してしまう特徴を持っている点、を指摘した。こうした構造的背景に起因する排除状態は、次第に心理的背景にも影響を及ぼし、自己疎外の内面化につながる傾向を強くし、さらに状況を悪化させ得る危険性を指摘した。

第二章においてはこれらの検討を踏まえた上で、そもそも社会的排除及び社会的包摂という概念自体がどういう背景のもとに発生しており、そこに含まれる意図にはどのような性質のものが存在していたのかについて、フランス、イギリス、EU の場合を中心に概観してきた。

3．法教育の現状と課題（第Ⅱ部：法教育という逆説 ―システム内在的な排除性―）

第一章および第二章における社会的排除状態のリアリティを概観した上で、第三章においては、社会参加型の実践を理念に掲げる法教育実践について批判的に考察してきた。

要点をまとめると、現状の法教育実践の特徴として、第一に法的知識の啓蒙に重点を置いている点、第二に裁判員裁判への対応を強く意識した実践が行われている点、第三にほとんどの実践が学校教育システムの中で行われている点、の大きく分けて３つの区分に分類した。その後イギリスの市民性教育（citizenship education）についての論点を整理した上で、第一の区分、すなわち法的知識の啓蒙に重点を置いている点に関する批判的考察としては、法的知識の啓蒙とその活用との間にあるギャップについて日本における現状の法教育実践は無自覚の傾向にある点を指摘した。また、実践例の概観を踏まえた上で、それらの実践の多くが、法を所与の前提として捉え、ルールを守るべき対象として教えられている傾向にあることを明らかにし、こうした傾向は、立憲民主主義の観点からみると大きな問題を残していると指摘した。

第二の区分、すなわち日本における現状の法教育実践が裁判員裁判への対応を強く意識したものになっている傾向に対しては、「法律専門家ではない一般の市民」に向けた実践をその理念に置きつつも、内実は「早期の法学教育」と言っても過言ではない状況になりつつあるのではないか、という考察を行った。

第三の区分、すなわち実践の場が学校教育システムに限定される傾向があるという点に関しては、とりわけ第一章で挙げた社会的排除状態への着眼点を議論の出発点に置き、現状の「法教育」の大半が学校教育システムの中で展開されているということが持つ問題点を指摘した。すなわち、「法教育」実践を享受するためには、その時点ですでに学校教育システムに包摂されているということを暗黙裡に要求しており、不登校やひきこもり、いじめなどにより学校教育システムの外に行かざるを得ない子ども達への視点が欠如している点を問題点として指摘した。同時に、「法教育」実践による副次的効果、すなわち「法」に対する認識を柔らかくする効果があると仮定するならば、「法教育」実践は子ども期に限定される取り組みではないはずで、今後は広く一般に向けた発信も必要となってくるであろうことを指摘した。

第四章においては、法システムや教育システムなど、システム自体が構造上持ってしまう排除性というジレンマに着目した。特に、システムへの接近には「意欲」が必要不可欠となってくるが、それは個人の努力によりなんとかなる場合だけが全てではなく、「意欲」を持てるか否かということそれ自体に対しても、ある種の不平等状態が存在していることを指摘した。このことは、U. ベックが言うところの「個人化」の論点にも通じており、個人の選択を左右するファクター、すなわちジェンダーや階層、年代などに加えて、「意欲格差」も、隠された格差要因として存在しているということを指摘した。

第三章および第四章による一連の考察を通して、従来の「法教育」実践は、社会参加型の実践を理念に置きつつも、既存の実践を見る限りシステムの排除性への自覚を欠いているように思われる側面が存在している点、またルールを所与の前提として遵守すべきものとする認識を暗黙

のうちに持っているような事例も存在している点を指摘した。これらの点を考慮に入れると、これまで日本で行われてきた「法教育」実践は、その理念は別として、現実にはある種のエリート教育化していると捉えざるを得ず、社会的包摂という観点においては現実社会のリアリティに応答しきれていないのではないかとの指摘を行った。

4．アクセス阻害要因の探究（第Ⅲ部：システム・信頼・属人性）

第Ⅱ部までの考察を踏まえた上で、第五章においてはとりわけ法システムへのアクセス阻害要因について実証的に探究した。そこでは、システムが必ず突き当たる限界点、すなわちシステムはシステムとして存在しているだけでは作動しないという点を指摘したうえで、システム自体に対する信頼と、「属人的」な信頼の両面がアクセスを阻害する心理的要因を除去するためには必要不可欠であると主張した。

そして、属人的な信頼を獲得するための前提として必要とされるのは、自分自身に対する肯定的アイデンティティ形成であるとして、「自己肯定感」が果たしている機能について考察してきた。具体的には、ルーマン、ギデンズ、山岸らによる信頼概念の区別を敷衍するとともに、他者一般に対する信頼はどのように醸成され、機会コストを高めるための移動を容易にする高信頼者、すなわち他者一般に対する信頼が高い状態となることのできる背景にはどのような要素が存在しているのかを探究してきた。考察の手がかりとして、同じような苦境を経験したもの同士によるセルフケアグループにおける様子を観察してきた。

これら一連の理論的検討の結果として、「属人的（パーソナル）な信頼」を涵養するためには、まず自分自身に対する肯定的アイデンティティ形成が必要不可欠であること、身近な他者との親密圏における信頼醸成が要請されること、そして「属人的（パーソナルな）信頼」がシステム信頼へと結びつくときには、身近な他者を通じたロールモデルの提示や人生の見通しを得られること、市民としての真っ当な役割を取得することといった要素が重要であることが見いだされた。

第六章においては、本稿の仮説について実証的な場面における検証を行った。

第一に、第二節及び第三節において、社会的排除状態に置かれやすいと思われる人々に対する聴き取り調査の分析を行った。聴き取り情報の開示に対する制約があったため、基本的には社会福祉士と弁護士との連携により出所者支援を行っている NPO 法人の分析を中心に行った。そこでは、法システムが内包する問題点、すなわち法が持つ権威性に由来する当事者の忌避意識を緩和し、システム活用に結びつけている要素が、福祉専門職（社会福祉士）や法律専門職（弁護士）らによる「誠実で熱心な対応」という個人の属性に由来する側面であるというリアリティが観察された。さらに、法人内にあるサロン（利用者が自由に集える場）の機能として、過去の過ちを「スティグマ」としてではなく自分自身に対する「ラベルの貼り直し」をできる場（Braithwaite が言うところの再統合的恥付け理論）として機能している様子が観察された。これら一連の事例検証により、本稿の仮説である「疎外メカニズム」と「包摂メカニズム」をつなぐ役割を果たすものが「属人的（パーソナル）な要素」であるという仮説が実証的にも支持された。一方で、属人的要素は直ちにシステム全体に対する信頼へとは結び付いていないという実態も明らかになった。

第二に、第四節において、システムへのアクセス阻害要因としての心理的障壁を緩和するための取り組みとして、教育システム外における法教育実践を分析した。その分析からは、実践者の媒介機能として、第三の大人（ロールモデルの提示）としての登場が有効に機能すること、また法認識の柔軟的捉え方を涵養することにより、社会資源の一つとして法を活用することの有用性が明らかにされた。

５．システム作動の二大要素

第五章における理論的検証、そして第六章における実証的検証をとおして、システムを構築し実際に作動させる際に必要となる観点として「構造的観点」と「心理的観点」の２つの観点が存在していることが明らかになった。

すなわち、「構造的観点」から捉えたとき、システム融合を可能にする第一の論点としては、「多職種連携の有用性」を特徴点の一つとして明らかにすることができた。具体的には、司法ソーシャルワークを展開

する更生保護を行うNPO法人では、社会福祉士と弁護士という司法分野と福祉分野のそれぞれの専門家がその専門性を活かしながら活動している様子が観察されており、連携の過程においてそれまで専門職間に存在していた縄張り意識のようなものが緩和され、相互理解が深まると同時に、役割分担がスムーズに行うことが可能となっていることが観察された。その結果、有意義な多職種連携を構築することに成功していた。これは、システム融合を可能にする論点のうち、システム構築に関わる指摘であると位置づけられよう。

つぎに、「心理的観点」から捉えたとき、システム自体に対するイメージは、そのシステムの内部にいる人間の「属人的要素」により左右されているというリアリティの存在を明らかにすることができた。すなわち、第五章から導き出された仮説として、システムへのアクセスを可能にしているのはシステム自体に対する「信頼」の有無と、自己に対する「肯定感」の有無が密接に関連しているという点を指摘したが、具体的事例の検証を通して、その前提となるシステムへの信頼感は、システム内部に位置づけられる権威性を持った存在、すなわち法システムでいうところの法律専門職、教育システムでいうところの教員、医療システムでいうこところの医師などが「属人的（パーソナルな）信頼」を当事者に伝えることができるとき、心理的要因に由来するシステムへのアクセス忌避意識は緩和されることが観察された。

6．現代社会における法の応答性　―時代に求められる弁護士像の変化―

第七章においては、時代によって変遷してきた「求められる弁護士像」について概観してきた。さらに、司法アクセスを可能にするものとして、公益弁護活動や司法ソーシャルワーク活動について分析してきた。そこからは、システムの整備だけに終始するのではなく、いかにして当事者に法的支援を届けることが可能になるかについての試行錯誤が行われており、アウトリーチの重要性が増している実態が明らかになった。第七章で触れた一連の取り組みは、これからの法律専門職に求められる役割を示しているとともに、アクセス阻害要因を探究することによりシステム作動要因を見いだそうとする本稿の問題意識との共通点も見いだす事ができた。

７．まとめ　―残された課題―

本稿においては一貫して、現代社会における「法」の役割と、「法」の応答性について考察してきた。一連の考察を通して得られた結論をまとめるならば、今日の日本社会においては法システムを作動させる際に暗黙の前提として能動的な要素が要求されており、能動的・主体的な要求を通して権利主張や承認を得ることができる側面がある一方で、そうした能動的な要求を成し得ることができない人々は、法システムへの接近やその作動から遠ざかってしまうという、構造的ジレンマを内包していることが実証的に明らかになった。

このような構造的ジレンマを克服する方策として、考えられる点は二点ある。

１つは、法システムを利用する側自身が法的素養を身につけて積極的な関与を推進させる方策である。これは、法的知識の啓蒙に重点を置く〈狭義の〉法教育実践と合致する。とはいえ、本稿で見てきたように、誰もが皆法的知識を啓蒙したり法的情報を提供したりさえしていれば、自動的にそれらを取捨選択して活用するということは、事実上あり得ない。社会的居場所を、物理的にも精神的にも喪失している人々にとっては非常に困難な活動であろうし、ある程度の居場所を確保している人々にとっても一定のハードルを感じるものであろう。

したがって、２つ目の方策としては、構造的ジレンマを克服するために、心理的側面に着目する方策が考えられる。換言すると、システム作動の阻害要因である心理的側面にアプローチすることにより、システムの活用を妨げていた見えない壁、すなわち心理的ハードルを緩和し、アプローチしやすくするという方策である。重要なのは、心理的ハードルを下げるためにはシステム内部に組み込まれている人々（ときに権威性を持ち、いわゆる「当事者」からはしばしば忌避意識・拒絶感情の対象となり得る人々）自身によるアウトリーチ活動が必要不可欠となる点である。加えて、個人に付随する要素として、システムへの信頼を確保するためには、システム内部の人間に付随する属人性（パーソナリティ）に由来する信頼感の醸成のほかに、当事者が自分自身に対して持つ肯定的認識（自己肯定感）こそが前提として必要とされるという点である。

自分自身に対する信頼感（自己肯定感）と、他者及び外部社会に対する信頼感の両面が揃って初めて、システムへのアクセス障碍の一つである心理的要因がクリアされるという点が、本稿の結論として呈示される。

システム作動要因としての属人性（パーソナリティ）への着目は、システム作動のインプリケーションとなっているリアリティの存在を明らかにすると同時に、制度設計を構築する上でも有意義性を持っていると思われる。また、本稿で検証した先駆的取り組みにおいては、すでに現場レベルにおいて各システム間の融合が、ときに現場の職員の無意識レベルで行われていることが明らかになった。こうした先駆的事例の分析からは、現場の職員、専門職らの協働による当事者への関わり合いが、システム自体がその性質上原理的に内包してしまう権威性の打破へと繋がり得る可能性を示唆している。

しかしながら、システム作動に不可欠である構造的要因と心理的要因の両面に共通する「属人性」が内包する問題点としては、まさに「属人的要素」に由来するシステム作動のインプリケーションであるがゆえに、キーパーソン依存型に陥る傾向が強く、事例調査をする過程においてもキーパーソンの不在（転勤や異動、あるいは過度の期待による疲弊の蓄積など）により、取り組み自体が縮小あるいは消滅してしまう事例も複数存在した。

本稿の問題意識に基づき検証を進める中で、法システムの作動要因としては現場に関わる人間による属人性（パーソナリティ）が重要なファクターであることが証明されたが、一方で、上記属人性（パーソナリティ）が内包する諸課題を考慮したとき、システムの安定性に欠け継続性に乏しい側面も同時に明らかになった。

いかにしてこの属人性と一般性の相克を乗り越えるのか。一つの解決方法として、自発的支援者をさらに側面支援するという二重の支援構造（支援者支援）など、この難問に応答し得る萌芽はすでに存在している。さらには、本稿でとりあげた「属人性」をさらに観察・分析し、「専門性」としての機能を見出すことが、一般性と属人性の相克を乗り越えるためには重要かもしれない。今後は、これらの点をさらに実証的に検討する

ことが筆者に課せられた課題であると言えよう。

〔付記〕

本稿は、北海道大学審査博士（法学）学位論文「社会的排除と法システム―システム作動要因としての属人性―」（2014年３月25日学位授与）に加筆・修正したものである。

執筆にあたって、日本学術振興会特別研究員奨励費（2011 ～ 2012年度）（課題番号:11J56023）およびクラーク記念財団研究助成（2013年度）の交付を受けた。

また、加筆・修正にあたって、北海道大学総長室事業推進経費「若手自立支援（A）」（2014年度）および文科省科学研究費補助金「若手研究（B）（2015 ～ 2018年度）」（課題番号:15K16909）、日本学術振興会特別研究員奨励費（2016 ～ 2018年度）（課題番号:16J02208）の交付を受けた。

〔謝辞〕

インタビュー調査に御協力いただいた皆様にこの場を借りて御礼申し上げます。

以上〔完〕